



街に、ルネッサンス



UR都市機構

令和5（2023）年4月3日  
愛知県津島市  
名古屋鉄道株式会社  
独立行政法人都市再生機構  
中部支社

## 津島市、名古屋鉄道株式会社、UR都市機構の三者連携による 「まちづくりに関する包括連携協定」を3月31日に締結

津島市、名古屋鉄道株式会社（以下「名古屋鉄道」）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）の三者は、交通・土地利用・観光の分野を中心に、名鉄津島駅周辺や津島市全体における持続的な発展を目的として、令和5年3月31日に協定を締結しましたのでお知らせいたします。

（別添協定書参照）



写真左より

いわきり 道郎 名古屋鉄道株式会社  
取締役専務執行役員

ひび 一昭 津島市長

ぐんじ 直人 UR都市機構中部支社長

（お問い合わせ先）

津島市

建設産業部 都市計画課マスタープラン推進室

（電話）0567-55-9357

名古屋鉄道株式会社

広報部

（電話）052-558-0813

UR都市機構 中部支社

都市再生業務部 まちづくり支援室まちづくり支援課

（電話）052-968-3188

総務部 総務・法務課（報道担当）

（電話）052-968-3305

## 協定締結の背景及び目的

### 1 背景

津島市、名古屋鉄道、UR都市機構の三者で、令和元年度から都市計画マスタープラン等の策定に取り組み、津島市の発展と暮らしやすさの向上について共に考えてきました。

こうした関係のもと、令和3・4年度には名鉄津島駅を含むまちなかの賑わいづくりに必要な課題整理などを検証する社会実験「えきまえVIP」を開催する等、駅前を含む公共空間で多様な活動を実施してきました。

今後は、三者がより連携・協力し、地域の持続的発展を目的に連携事項に取り組むことに合意したため、三者の包括連携協定を締結しました。

### 2 目的

津島市が「津島市都市計画マスタープラン（令和3年12月）」（以下「計画」）に示す、「都市づくりの方針」において、交通・土地利用・観光の分野を中心に、津島市の地域資源と名古屋鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社のグループ企業が持つリソース、UR都市機構が持つ都市再生の実績及びノウハウを活かし、地域の持続的発展を目的に取り組むこと。

### 3 協定に基づく主な連携協力事項

- (1) 津島市が計画に定める、名鉄津島駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市拠点、歴史ふれあいゾーンの実現に関すること。
- (2) 前号の施策を活かし、インバウンド観光客も対象にした観光商品の開発や情報発信等による地域の魅力を発掘・発信する地域ブランディング戦略に関すること。
- (3) 名鉄津島駅及び名鉄青塚駅を活かし、定住人口や交流人口等の拡大に向けた都市基盤の開発における実現手法の検討に関すること。
- (4) 市民が日常利用する駅と地域との結びつきを高めた持続可能な地域公共交通の構築に関すること。
- (5) その他、鉄道と地域公共交通が連携したまちづくりに関すること。

※UR都市機構は（1）の実現に向けた技術の提供等を含むコーディネート支援を行うとともに、その他の事項に対しても必要に応じて情報・ノウハウの提供等支援を行う。

## 津島市の概要

津島市は人口約6万1千人、面積25.09 km<sup>2</sup>の市で、愛知県の西部、名古屋市の西方約16kmに位置し、津島神社の門前町として、また交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきました。

津島市内には長い歴史と文化が大切に受け継がれ、600年近く前から続く「尾張津島天王祭」や、国の重要文化財である「堀田家住宅」をはじめとする多くの文化財や古い町並みなど、歴史的、文化的遺産が、今も残っています。

津島市ではまた、自然も多く残されています。特に、春の桜、初夏の藤・スイレン、秋の紅葉、冬の雪景色など、津島市の四季を象徴する「天王川公園」の季節の移り変わりは、とても美しいものです。

これからの津島市は、これら大切な地域資源を十分に生かしながら、「人、モノ、情報」が活発に交流する個性豊かなまちを目指していきます。



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」



名鉄津島駅



本町筋



津島神社



天王川公園

## 名古屋鉄道株式会社の概要

名古屋鉄道は、豊橋駅～名鉄岐阜駅の名古屋本線を中心に、名古屋と愛知県下の主要都市および岐阜市を結ぶ輸送をメインに、愛知・岐阜両県下に444.2kmにおよぶ鉄軌道路線網を展開し、1日あたり約100万人のお客さまに利用いただき、中部圏の交通ネットワークの一翼を担っています。また、2005年の中部国際空港開港以降、同空港への唯一の鉄道アクセスも担っています。

2022年4月には、名鉄グループ不動産事業の更なる強化のため、名古屋鉄道の不動産事業部門（一部）と名鉄不動産が統合し、名鉄グループの不動産事業を一体的に運営する総合ディベロッパーとして名鉄都市開発株式会社が誕生しました。

名古屋鉄道は関連事業の展開に積極的に取り組んでおり、現在、名鉄グループは、交通、運送、不動産、レジャー・サービス、流通などの各分野からなる企業集団を形成しています。

## UR都市機構の概要

### 1 沿革等

昭和30年に日本住宅公団を設立。昭和56年に宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。平成11年に住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立。平成16年に地域振興整備公団の地方都市開発部門を統合して、独立行政法人都市再生機構を設立し、現在に至る。

資本金10,757億円（令和4年3月末現在）、職員数3,192人（令和4年4月1日現在）

### 2 主な業務内容

#### (1) 都市再生

UR都市機構は、まちが抱える課題を解決するため、半世紀以上にわたって培ってきた豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進しています。

- ①国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- ②地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- ③防災性向上による安全・安心なまちづくり

#### (2) 賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」の実現をめざします。

- ①多世代が安心して居住可能な環境整備
- ②持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- ③多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供

#### (3) 災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、東日本大震災や熊本地震など、日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体等への発災時の円滑な対応に関する啓発活動等を進めていきます。

津島市と名古屋鉄道株式会社と独立行政法人都市再生機構との  
まちづくりに関する包括連携協定書

津島市（以下「甲」という。）、名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、甲の「津島市都市計画マスタープラン（令和3年12月）」（以下「計画」という。）のまちづくりに関して、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が互いに連携及び協力し、次に掲げる事項を推進するために検討し、協議することを目的とする。

甲が計画に示す、「都市づくりの方針」において、交通・土地利用・観光の分野を中心に、甲の地域資源と乙及び乙のグループ企業が持つリソース、丙が持つ都市再生の実績及びノウハウを活かし、地域の持続的発展を目的に取り組む。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の施策事項に関して互いに連携及び協力し、施策の検討・協議に取り組むものとする。

- （1）甲が計画に定める、名鉄津島駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市拠点、歴史ふれあいゾーンの実現に関すること。
- （2）前号の施策を活かし、インバウンド観光客も対象にした観光商品の開発や情報発信等による地域の魅力を発掘・発信する地域ブランディング戦略に関すること。
- （3）名鉄津島駅及び名鉄青塚駅を活かし、定住人口や交流人口等の拡大に向けた都市基盤の開発における実現手法の検討に関すること。
- （4）市民が日常利用する駅と地域との結びつきを高めた持続可能な地域公共交通の構築に関すること。
- （5）その他、鉄道と地域公共交通が連携したまちづくりに関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、前条の施策事項に取り組み、丙は前条第1項第1号の実現に向けた技術の提供等を含むコーディネート支援を行うとともに、前条第1項第2号から第5号までに掲げる施策事項に対しても必要に応じて情報及びノウハウの提供等支援を行うものとする。

（機密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に関して知り得た相手方の情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当該情報を提供した相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も引き続き効力を有する。

(協定内容の変更)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から(令和10年度)2029年3月末日までとする。  
ただし、本協定の有効期間が満了する1年前より、甲、乙及び丙は第2条に掲げる施策事項の進捗状況を精査するものとし、その結果に基づき、必要に応じて施策事項及び期間を更新することができる。

2 甲、乙及び丙は、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

(令和5年) 2023年 月 日

甲 津島市立込町2丁目21番地  
津島市  
津島市長 日比 一昭

乙 名古屋市中村区名駅1丁目2番4号  
名古屋鉄道株式会社  
代表取締役社長 高崎 裕樹

丙 名古屋市中区錦3丁目5番27号  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 郡司 直人